



## 「学校いじめ防止基本方針」

### 1 はじめに

〔基本的な考え方〕

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめられず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

基本的には、「未然防止」、「早期発見」、「事実確認」、「早期対応」、「重大事態発生時」の視点に立ち、様々ないじめの問題に関する生徒の理解、教員の理解を深め、いじめを防止することを旨とする。

〔生徒〕

生徒は、いじめを行ってはならない。また、いじめを見過ごしてはならない。

〔学校・教職員〕

本校の教職員は、いじめが行われず、または、看過されず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努める。

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページや学校だより等で周知し、保護者や地域、関係機関との連携を図る。また、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

※関係機関：渋谷区教育委員会（指導主事等）、渋谷警察署（スクールサポーター等）、子ども家庭支援センター、児童相談所、事態に応じてPTA（会長・副会長等）等

### 2 いじめの定義

〔「いじめ防止対策推進法」第2条〕

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔具体的ないじめの態様〕

- ・冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視される。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・持ち物をたかられる。
- ・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・メール、インターネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。
- ・服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする。 など

### 3 基本的な方針

(1) 学校として、いじめについて「するな・させるな・みのがすな」をモットーに、いじめ防止を学校の重点目標とする。

(2) 本校におけるいじめ防止等に関する組織の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織として、次の組織を設置する。

#### 【構成員】

「学校いじめ対策委員会」

校長、副校長、生活指導担当、学年担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

#### 【活動】

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

#### 【開催】

「いじめ防止対策相談委員会」

週1回（火曜日3校時）を定例会とする。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) 本校におけるいじめ防止等に関する取組

#### 【未然防止】

- ・生徒が分かる授業、話し合いや学び合いを通して互いの良さや違いを認め合える授業の実現を目指す。
- ・生徒の規範意識を高め、人間関係づくりの力を向上するため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験的活動の充実を図る。
- ・「はーとふるウィーク」等の教職員が生徒と接する機会を多くもち、生徒との人間関係を構築し、生徒の良さや個性を伸ばすよう努力するとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のため、所属意識を高める学級づくりを行う。
- ・全ての教職員が、いじめや重大事態や定義等の法の趣旨や、学校いじめ防止基本方針の内容等を十分に理解できるよう、いじめに関する校内研修を年間3回以上実施する。
- ・全ての生徒に対して、互いの生命や人権を尊重する態度を培い、いじめ防止を深く浸透させるため、人権講演会や人権作文、集会（全校、学年）等を実施する。また、年度当初、夏季休業及び冬季休業明けの年3回いじめ防止をねらいとした授業を行う。
- ・保護者、地域、関係機関との連携を図るとともに、生徒がいじめを自分の問題として捉え、いじめ防止について主体的に考え、自主的に行おうとする活動を支援する。
- ・「SOSの出し方に関する教育」を、全学年で夏季休業前に実施する。

#### 【早期発見】

- ・いじめの早期発見のため、生徒に定期的な調査等を実施する。
  - 生徒対象のいじめアンケート調査 年4回（6月、9月、11月、2月）
  - 保護者対象のいじめ調査 年2回（6月、11月）

- 教育相談を通じた教員による生徒からの聞き取り「はーとふるウィーク」年2回
- 教育ダッシュボードを活用して生徒理解を深め、早期支援に役立てる。
- ・生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行えるよう、次の相談体制を整備する。
- 第1学年を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- いじめ相談窓口の設置（基本は教育相談主任）、外部の相談窓口を長期休業前に周知する。

#### 【事実確認】

- ・いじめに関わる相談を受けた場合は、学校いじめ対策委員会において事実確認の方策を協議し、相談をした生徒の人権に配慮しつつ、速やかに事実の確認を行う。
- ・いじめの事実を確認した場合は、いじめられた生徒を守るために、全教員で情報共有を図るとともに、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。なお、事実確認、指導経過は時系列にしたがって記録する。
- ・確認した事実関係と今後の対応方針について、関係する保護者と共有する。

#### 【早期対応】

- ・校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条に基づき、当該生徒に対して懲戒を加える。
- ・いじめを受けた生徒等その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置として、渋谷区教育委員会は、いじめを行った生徒等の保護者に対して学校教育法第三十五条に基づき当該生徒の出席停止を命ずる。
- ・いじめを受けた生徒等への安心の担保に必要があると認められる場合、保護者との相談のもと、養護教諭及びスクールカウンセラー等によるメンタルヘルスケア、一定期間の別室における学習指導、家庭訪問等の措置を講じ、自信や自己肯定感の回復に努める。また、スクールソーシャルワーカーによる家庭支援など、保護者への相談支援体制を整備する。
- ・いじめを行った生徒には、いじめを許さないという毅然とした態度で指導するとともに、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない意識を継続的に育成する。
- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えられるよう指導する。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめの事実を受け止め、学級及び授業等における人間関係を改善する工夫を行うとともに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力をえつつ、保護者及び地域と課題の共有、連携をしながら、いじめのない学校づくりを行う。

#### 【インターネット上のいじめへの対応】

- ・インターネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であるという特徴を踏まえ、インターネット及びSNS等を通じて行われるいじめを防止かつ効果的に対処できるよう、生徒・保護者等に必要な啓発活動（情報モラル指導等）を行う。
- ・インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭でのルールをしっかりとつくるよう啓発する。
- ・インターネットを通じていじめが行われた場合は、情報収集と事実の確認及び書き込みの削除に努めるとともに、警察等の関係諸機関との連携を図る。

#### (4) 重大事態への対応

##### 【重大事態とは】

- ・ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 生徒が自殺を企図した場合
  - 生徒の金品等に重大な被害を被った場合
  - 生徒の身心に重大な障害を負った場合
  - 生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ・ 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

##### 【対 応】

- ① 重大事態が発生した旨を、渋谷区教育委員会に速やかに報告する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」が「いじめ重大事態」として調査に当たる。
- ③ 前項の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 前項の調査結果については、個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、いじめを受けた生徒・保護者等に対し、事実関係その他の必要な情報を真摯かつ適切に提供する。

#### (5) その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。